

製造業における 特定技能外国人材の受入れについて

- ・ 素形材産業
- ・ 産業機械製造業
- ・ 電気・電子情報関連産業

2022年1月

経済産業省

特定技能外国人材制度の概要（製造3分野）

分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項		
	見込数 (5年間の最大数)	技能試験	日本語試験	特定技能外国人材が従事できる仕事 (主なもの)	受入れ機関等へ特に課す条件等	雇用形態
素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号 評価試験 【新設】	①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは ②日本語能力試験(N4以上)	鋳造、鍛造、 金属プレス等 全13職種	「製造業特定技能 外国人材受入れ 協議・連絡会」 に参加し、情報の把握・分析等に協力すること等	直接
産業機械製造業	5,250人			金属プレス、 溶接、プラスチック 成形等 全18職種		
電気・電子情報関連産業	4,700人			電子機器組立て、 プラスチック成形、 溶接等 全13職種		

(※) 技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。【政府基本方針】

(参考) 外国人材の受入れに向けて製造業の3業種における「分野別運用方針」(閣議決定)
<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181225011/20181225011.html>

製造3分野の受入れ産業分類（日本標準産業分類にもとづく）

* 以下の産業分類について、製造品出荷額等が発生していない場合には協議・連絡会に加入いただくことはできません。

素形材産業		産業機械製造業		電気・電子情報関連産業	
2194	鋳型製造業（中子を含む）	2422	機械刃物製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
225	鉄素形材製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	29	電気機械器具製造業 （ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
235	非鉄金属素形材製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2424	作業工具製造業				
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	26	生産用機械器具製造業（ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）		
245	金属素形材製品製造業				
2465	金属熱処理業	270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）		
2534	工業窯炉製造業				
2592	弁・同附属品製造業	271	事務用機械器具製造業		
2651	鋳造装置製造業	272	サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業	273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	275	光学機械器具・レンズ製造業		
3295	工業用模型製造業				

（参考1）特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（[告示に関するガイドライン](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)）（法務省）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

（参考2）日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e

(参考) 製造3分野の該当性の判断基準

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領(平成31年3月20日)
(運用要領別冊)から抜粋 ※3分野それぞれにあります

<産業分類に掲げる「産業を行っている」について>

○1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で、3分野の産業分類として掲げた産業について、「製造品出荷額等」が発生していることを指します。

※ 製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く)

② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいいます。

特定技能1号（製造3分野）の対象業務区分一覧とそれに対応する技能実習2号移行対象職種

特定技能1号対象業務区分	技能実習2号移行対象		受入れ可能な事業者の産業分野			
	職種名	作業名	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	この範囲に限り転職可能 ○ ← → ○			-
		非鉄金属鋳物鋳造				
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造	○	○	-	
		プレス型鍛造				
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	○	○	-	
		コールドチャンバダイカスト				
機械加工	機械加工	普通旋盤	○	○	○	
		フライス盤				
		数値制御旋盤				
		マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	○	○	○	
鉄工	鉄工	構造物鉄工	-	○	-	
工場板金	工場板金	機械板金	○	○	○	
めっき	めっき	電気めっき	○	○	○	
		溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	○	-	-	
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ	○	○	○	
		金型仕上げ				
		機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	機械検査	○	○	-	
機械保全	機械保全	機械系保全	○	○	○	
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	-	○	○	
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て	-	○	○	
		変圧器組立て				
		配電盤・制御盤組立て				
		開閉制御器具組立て				
		回転電機巻線製作				
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計	-	○	○	
		プリント配線板製造				
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形	-	○	○	
		射出成形				
		インフレーション成形				
		ブロー成形				
塗装	塗装	建築塗装	○	○	○	
		金属塗装				
		鋼橋塗装				
		噴霧塗装				
溶接	溶接	手溶接	○	○	○	
		半自動溶接				
工業包装	工業包装	工業包装	-	○	○	

(参考) 特定技能外国人の転職等について

[特定分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領](#)(平成31年3月20日)
(運用要領別冊)から抜粋 ※3分野それぞれにあります

特定技能外国人は、一定の条件の下、転職が可能です。

例:現在、「 **casting** 」の業務区分で、「 **raw materials industry** 」の事業者と雇用契約締結している場合

- ① 同一分野内 (raw materials industry → raw materials industry)
- ② 業務区分で認められている分野 (raw materials industry → machinery manufacturing)

○業務区分が認められていない分野へは、転職することはできません。

- ③ 転職先の分野で業務区分が認められていない場合 (raw materials industry → × electrical/electronics)
※電気・電子情報関連産業では、「 **casting** 」の業務区分は認められていません。

○複数の技能区分を有する外国人は、それぞれの業務区分で在留許可を得られれば、複数の業務区分で従事可能です。

(注) なお、特定技能外国人が転職等を行う場合、その在留資格について、分野、受入機関、就労先等について変更がある場合には、出入国在留管理庁への申請、届出等が必要です。

(参考) 特定技能外国人が従事する業務の考え方

[特定分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領](#)(平成31年3月20日)
(運用要領別冊)から抜粋 ※3分野それぞれにあります

○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

○ 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ① 原材料・部品の調達・搬送作業
- ② 各職種の前工程作業
- ③ クレーン・フォークリフト等運転作業
- ④ 清掃・保守管理作業

(注)なお、専ら関連業務に従事することは認められません。

特定技能外国人を受け入れるには（技能実習からの移行）

特定技能外国人を受入れる事業場（製造ライン）の売上は製造3分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？
※製造3分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。



特定技能外国人が行う作業内容は対象業務か？



技能実習2号修了生（国内、国外）と特定技能雇用契約を締結

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？



自社で支援

※登録支援機関に支援業務を一部委託することも可能



在留資格（特定技能1号）の申請



「登録支援機関」に支援業務を委託



出入国在留管理庁への在留諸申請前に、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会

▶ 特定技能外国人を受け入れる事業所単位での入会必須

[製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会](#)（リンク）

特定技能外国人を受け入れるには（試験ルート）（1/2）

日本語試験「①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは②日本語能力試験（N4以上）」



技能試験「製造分野特定技能1号評価試験」

○試験区分：19試験区分（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装）

※レベルは技能検定3級相当（技能実習2号修了相当）

○次回試験日程：18試験区分（溶接除く）

【国内】2022年1月～2月頃を予定

【海外】2021年1月～2月頃を予定（フィリピン・インドネシア・タイ・ネパール）

溶接区分：2022年1月頃を予定

○実施場所：18試験区分（溶接除く）：全国複数会場で実施を予定

溶接区分：全国複数会場で実施を予定

***新型コロナウイルス感染症の
状況次第では変更の可能性あり。**



- 特定技能外国人を受け入れる事業所（製造ライン）の売上は、製造3分野に掲げられた日本標準産業分類にあてはまるか？

※製造3分野に該当する製品を製造する業務にのみ従事することが可能です。

- 特定技能外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

出入国在留管理庁への申請前に、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会へ入会

▶ 特定技能外国人を受け入れる事業所単位での入会必須 [製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会](#)（リンク）

特定技能外国人を受け入れるには（試験ルート）（2/2）

※前頁より

Yes

試験の合格者（日本語、技能）と特定技能雇用契約の締結

- 自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

Yes

No

自社で支援

「登録支援機関」に支援業務を委託

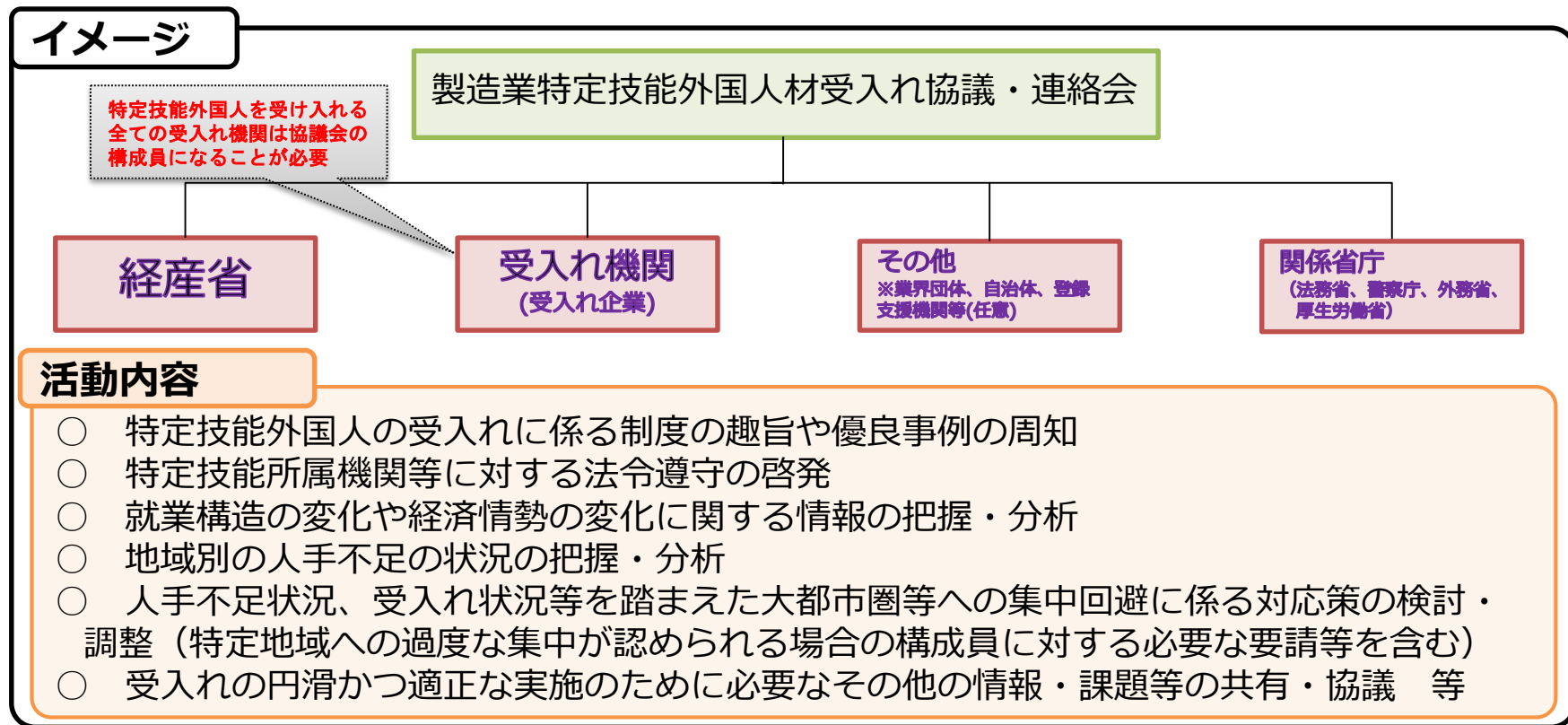
※登録支援機関に支援業務を一部委託することも可能

在留資格（特定技能1号）の申請

(参考) 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

- 制度の適切な運用を図るため、協議・連絡会を設置しております。**特定技能外国人を受け入れる機関(企業)は、出入国在留管理庁への在留諸申請前に必ず加入する必要があります。**
- 協議・連絡会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、**制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応**等を行います。これまでの開催実績は経済産業省HPで公開しております。

* 経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogi-renrakukai-nyukai.html



(参考) 協議・連絡会の入会手続きの変更について

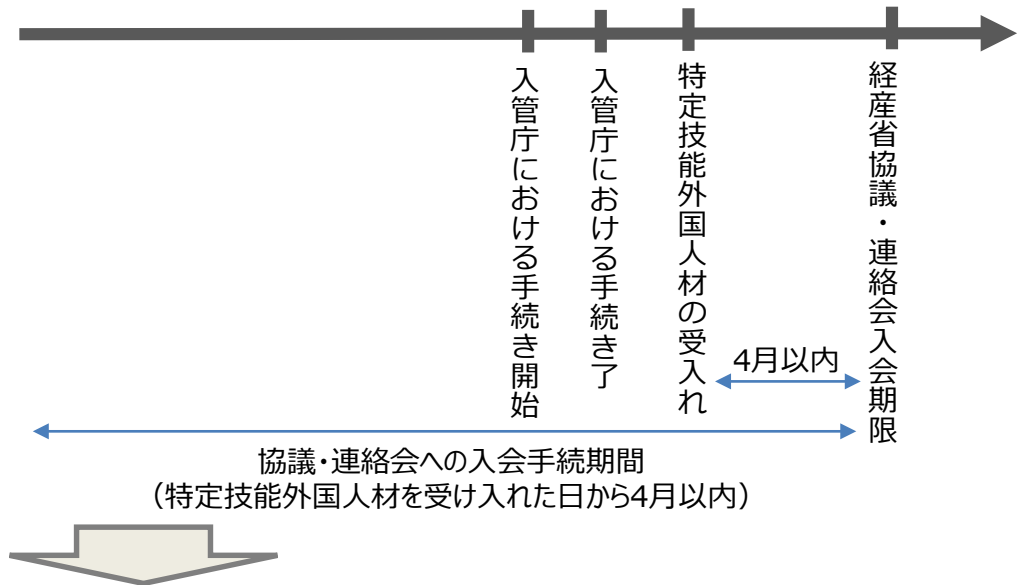
受入れの予見性を高める観点から、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に入会した後に出入国在留管理庁の手続きに進む運用に変更しました。

<これまで>

- 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合には、特定技能外国人材の受入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。

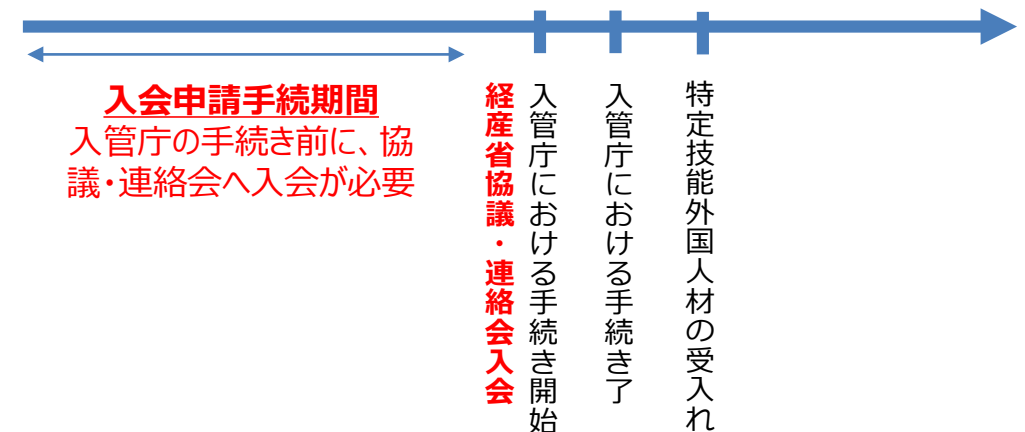
(課題)

- 協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。
- 特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。



<変更後 (令和3年3月1日以降)>

- **入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。**
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受入れが可能。



特定技能人材を受入れるためのポイント（素形材産業分野）

- 以下の要件等を満たして、地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

1 業種

・素形材産業であること

2 待遇

・日本人と同等以上の給与
 ・希望があった場合の休暇取得許可
 ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁
 （特定技能外国人が負担できない場合） 等

3 法令遵守

・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可） 等

4 協議会

・経済産業省が組織する「協議・連絡会」への加入

5 受入人数

・素形材産業分野全体で21,500人（5年間）

6 雇用形態

・直接雇用のみ（派遣は認めない）

素形材産業の範囲 （日本標準産業分類における番号及び名称）

2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

外国人側

7 業務

・右表に掲げる業務に従事すること 等

8 技能水準

・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
 （技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除）
 ・特定技能1号のみ

素形材産業分野の業務区分

鋳造	鍛造	ダイカスト
機械加工	金属プレス加工	工場板金
めっき	アルミニウム	仕上げ
機械検査	機械保全	塗装
溶接		

特定技能人材を受入れるためのポイント（産業機械製造業分野）

● 以下の要件等を満たして、地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

1 業種

・産業機械製造業であること

2 待遇

・日本人と同等以上の給与
 ・希望があった場合の休暇取得許可
 ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁
 （特定技能外国人が負担できない場合） 等

3 法令遵守

・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可） 等

4 協議会

・経済産業省が組織する「協議・連絡会」への加入

5 受入人数

・産業機械製造業分野全体で5,250人(5年間)

6 雇用形態

・直接雇用のみ（派遣は認めない）

産業機械製造業の範囲 （日本標準産業分類における番号及び名称）

2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業 （2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
26	生産用機械器具製造業 （素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
270	業務用機械器具製造業において管理、補助的経済活動を行う事業所
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

外国人側

7 業務

・右表に掲げる業務に従事すること 等

8 技能水準

・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
 （技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除）
 ・特定技能1号のみ

産業機械製造業分野の業務区分

鋳造	工場板金	電気機器組立て
鍛造	めっき	プリント配線板製造
ダイカスト	仕上げ	プラスチック成形
機械加工	機械検査	塗装
金属プレス加工	機械保全	溶接
鉄工	電子機器組立て	工業包装

特定技能人材を受入れるためのポイント（電気・電子情報関連産業分野）

- 以下の要件等を満たして、地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

1 業種

・電気・電子情報関連産業であること

2 待遇

・日本人と同等以上の給与
 ・希望があった場合の休暇取得許可
 ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁
 （特定技能外国人が負担できない場合） 等

3 法令遵守

・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可） 等

4 協議会

・経済産業省が組織する「協議・連絡会」への加入

5 受入人数

・電気・電子情報関連産業分野全体で4,700人
 （5年間）

6 雇用形態

・直接雇用のみ（派遣は認めない）

電気・電子情報関連産業分野 （日本標準産業分類における番号及び名称）

28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業 （ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
30	情報通信機械器具製造業

外国人側

7 業務

・右表に掲げる業務に従事すること 等

8 技能水準

・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
 （技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除）
 ・特定技能1号のみ

電気・電子情報関連産業分野の業務区分

機械加工	機械保全	塗装
金属プレス加工	電子機器組立て	溶接
工場板金	電気機器組立て	工業包装
めっき	プリント配線版製造	
仕上げ	プラスチック成形	

製造3分野における相談窓口(中小企業/外国人)について

● 中小企業向け製造業特定技能外国人材制度相談窓口（電話/一次受付）

電話：03-5909-8762 / 03-5909-8746

メールアドレス：seizou-gaikokujin@jtb.com

※対面窓口（全国10箇所）及びオンライン窓口での相談も可能。***事前予約制**

・対面窓口：札幌、仙台、東京（新宿）、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

● 特定技能外国人向け相談窓口 多言語コールセンター

電話：03-6743-2787

★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語及びタイ語に対応

※対面窓口（全国10箇所）及びオンライン窓口での相談も可能。***事前予約制**

・対面窓口：札幌、仙台、東京（新宿）、横浜、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

・オンライン窓口では、電話回線に通訳が入り、言語サポートを行います。

詳細は、以下のURLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp//policy/mono_info_service/gaikokujinzai/contact_list.html

外国人材に関する 取組・支援策

中部経済産業局

地域経済部 地域人材政策室

職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組

- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテキストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- その要因の一つとして、日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が極めて限られている点がある。
- このため、職場における外国人材との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行い、ウェブ上で活用できる動画教材を作成。オープンデータとして2021年4月に公表。

動画教材のターゲット

外国人社員の直属の日本人上司や同じ職場の同僚、経営層や人事等社内（オフィス内）でのコミュニケーションを想定しているが、業種や職種、在留資格に限らず、共通する課題や場面を抽出する

動画教材の想定場面

以下の5つのカテゴリーにおいてよくある事例を抽出

- ・ 仕事に関する文化・習慣の違いから生じるミスコミュニケーション
- ・ 業務の指示や受け答えで生じるミスコミュニケーション
- ・ 評価やフィードバックで生じるミスコミュニケーション
- ・ 配属やキャリアの視点で生じるミスコミュニケーション
- ・ その他の文化・価値観の違いから生じるミスコミュニケーション

掲載サイト

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html>

（経済産業省経済産業政策局経済社会政策室）

職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーション実現に向けた取組【学習の流れ】

- 外国籍社員と日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのか考える。
- 自分が動画の登場人物の立場ならどうするか、相手の立場ならどうするか、意見交換。
- コミュニケーションを学ぶ目的は、正解を知ることではなく、多様な考え方に触れること。そして、改めて自身を振り返り、より良いコミュニケーションの取り方を考えること。「自分ならどう伝えるか」を参加者同士で話し合うことで理解を深める。

1 動画の視聴

➢ 外国籍社員と日本人社員のミスコミュニケーションの事例動画を見て、なぜそれが起きるのか考える



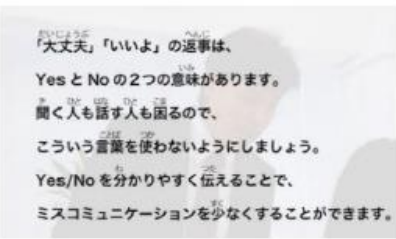
2 ディスカッション

➢ 学習の手引きを参考に、自分がその立場だったらどのように伝えるか、相手の立場ならどう感じるかなどを話し合い、お互いに新たな気づきを得る(オンライン、オフラインいずれでも可)



3 解説の視聴

➢ 解説動画を見て、新たな気づきがあったか振り返る。



(参考) 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

- 本プラットフォームは、日本企業における高度外国人材の採用から活躍までの支援を目的とするもの。
- 関係省庁等連携の下、関連施策やセミナー情報等をプラットフォームに集約し、一元的に情報を発信。
- 専門相談員（コーディネーター）による伴走型支援により、個別企業の課題に対応。また、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、オンライン業務時のマネジメントの専門家（スペシャリスト）を配置することで効果的支援を目指す。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省 等
(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム (事務局：JETRO)

①ポータルサイトでの情報提供・
問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー
機会・情報の提供

③専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

<支援概要>

1

関係省庁の施策を集約したポータルサイトを開設。お問合せにも一元的に対応します。

2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供します。

3

採用、各種手続、入社後の活躍等について、継続的にご相談、アドバイスします。

問い合わせ先

- 製造業における特定技能外国人材の受入れについて(資料P1~15)
中部経済産業局産業部製造産業課
TEL:052-951-2724
- 外国人材に関する取組・支援策(資料P17~18)
中部経済産業局地域経済部地域人材政策室
TEL:052-951-2731
- 高度外国人材活躍推進プラットフォーム(資料P19)
ジェトロ高度外国人材活躍促進プラットフォーム事務局
TEL:03-3582-4941